

香川県立アリーナ条例議案

(設置)

第1条 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興並びに交流人口の拡大及びにぎわいの創出を図るための施設として、香川県立アリーナ（以下「県立アリーナ」という。）を高松市に設置する。

(利用の許可)

第2条 県立アリーナを利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料の納入)

第3条 県立アリーナを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。（指定管理者による管理）

第4条 県立アリーナの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 教育委員会は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

(1) 県立アリーナの平等な利用が確保されること。

(2) 県立アリーナの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、県立アリーナの効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他県立アリーナの設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、第2項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命じたときも、同様とする。

5 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、県立アリーナの維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。

6 県立アリーナの管理を指定管理者に行わせることとした場合における県立アリーナに係る第2条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(利用料金の収受)

第5条 教育委員会は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第3条の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、県立アリーナの管理運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項から第4項まで、第6条、第7条、別表及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、指定管理者の指定に関し必要な行為をすることができる。
- 3 県立アリーナを利用しようとする者は、施行日前においても、第2条及び第4条第6項の規定の例により、利用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第2条の許可を受けたものとみなす。
- 4 指定管理者は、施行日前においても、県立アリーナの維持管理に関し必要な行為をすることができる。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 5 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(34)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(35)</td> <td>香川県立 東山魁夷せと うち美術館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(34)	略			(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略		<p>(種別及び金額)</p> <p>第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>第1表 使用料の部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種別</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">単位</th> <th style="width: 25%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公の施設の使用料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(34)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(35)</td> <td>香川県立 東山魁夷せと うち美術館</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	1	略			2	公の施設の使用料			(1)～(34)	略			(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略	
種別	区分	単位	金額																																						
1	略																																								
2	公の施設の使用料																																								
(1)～(34)	略																																								
(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略																																							
種別	区分	単位	金額																																						
1	略																																								
2	公の施設の使用料																																								
(1)～(34)	略																																								
(35)	香川県立 東山魁夷せと うち美術館	略																																							

(36) 香川県立
アリーナ

メインアリーナ使
用料

アマチュアスポ
ーツの場合

入場料を徴収
する場合

午前9
時から
午後9
時まで
615,600円を超えない
範囲で教育委員会規則
で定める額

入場料を徴収
しない場合

午前9
時から
午後9
時まで
121,200円を超えない
範囲で教育委員会規則
で定める額

アマチュアスポ
ーツ以外の場合

入場料を徴収
する場合

午前9
時から
午後9
時まで
2,299,200円を超えな
い範囲で教育委員会規
則で定める額

入場料を徴収
しない場合

営利を目的
とする場合

午前9
時から
午後9
時まで
1,235,100円を超えな
い範囲で教育委員会規
則で定める額

営利を目的
としない場
合

午前9
時から
午後9
時まで
782,400円を超えない
範囲で教育委員会規則
で定める額

サブアリーナ使用
料

アマチュアスポ
ーツの場合

入場料を徴収
する場合

午前9
時から
午後9
時まで
162,000円を超えない
範囲で教育委員会規則
で定める額

<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>時まで</u> <u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>40,800円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の場合</u> <u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>799,500円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u> <u>営利を目的とする場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>464,100円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>営利を目的としない場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>264,300円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>武道施設使用料</u> <u>専用利用の場合</u> <u>アマチュアスポーツの場合</u> <u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>57,600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>午前9時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>15,600円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>アマチュアスポーツ以外の</u>		

場合		
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>177,000円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>入場料を徴収しない場合</u>		
<u>営利を目的とする場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>105,900円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>営利を目的としない場合</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>80,700円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>専用利用でない場合</u>	<u>1人につき1回</u>	<u>440円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>メインアリーナ交流エリア使用料</u>		
<u>専用利用の場合</u>	<u>1平方メートルにつき1時間当たり</u>	<u>12円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>会議室使用料</u>	<u>1時間当たり</u>	<u>4,810円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>
<u>トレーニングルーム使用料</u>		
<u>専用利用の場合</u>	<u>午前9時から午後9時</u>	<u>9,450円を超えない範囲で教育委員会規則で定める額</u>

専用利用でない 場合	時まで 1人に つき1 回	440円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
特別観覧室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	45,690円を超えない範 囲で教育委員会規則で 定める額
控室使用料	午前9 時から 午後9 時まで	16,350円を超えない範 囲で教育委員会規則で 定める額
ホワイエ使用料 専用利用の場合	1平方 メートルに つき1時 間当た り	7円を超えない範囲で 教育委員会規則で定め る額
駐車場使用料	1台に つき20 分当た り	100円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
駐輪場使用料	1台に つき1 日当た り	200円を超えない範囲 で教育委員会規則で定 める額
附属設備及び器具 の使用料		別に教育委員会規則で定める額
空調設備の使用料		別に教育委員会規則で定める額
照明設備の使用料		別に教育委員会規則で定める額
メインアリーナ、サブアリーナ又は武道施設の準備 又は撤去のために使用する場合、施設を分割して使 用する場合、午前、午後その他使用時間を分割して		

使用する場合、午前9時前又は午後9時後の時間において使用する場合その他教育委員会規則で定める場合の使用料並びに電気特別使用料及び水道特別使用料は、別に教育委員会規則で定める。

第2表 略

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 6 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>香川県立アリーナ</u></p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

別表（第5条、第6条関係）

施設等	単位	金額
メインアリーナ		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	64,130円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	12,630円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	239,500円
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	128,660円
営利を目的としない場合	1時間当たり	81,500円
サブアリーナ		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	16,880円
入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,250円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1時間当たり	83,280円
入場料を徴収しない場合		

営利を目的とする場合	1 時間当たり	48,340円
営利を目的としない場合	1 時間当たり	27,530円
武道施設		
専用利用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	6,000円
入場料を徴収しない場合	1 時間当たり	1,630円
アマチュアスポーツ以外の場合		
入場料を徴収する場合	1 時間当たり	18,440円
入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1 時間当たり	11,030円
営利を目的としない場合	1 時間当たり	8,410円
専用利用でない場合	1 人につき 1 回	440円
メインアリーナ交流エリア		
専用利用の場合	1 平方メートルにつき 1 時間当たり	12円
会議室	1 時間当たり	4,810円
トレーニングルーム		
専用利用の場合	1 時間当たり	980円
専用利用でない場合	1 人につき 1 回	440円
特別観覧室	1 時間当たり	4,760円
控室	1 時間当たり	1,700円
ホワイエ		
専用利用の場合	1 平方メートルにつき 1 時間当たり	7円
駐車場	1 台につき 20 分当たり	100円
駐輪場	1 台につき 1 日当たり	200円
附属設備及び器具	別に教育委員会規則で定める額	
空調設備	別に教育委員会規則で定める額	
照明設備	別に教育委員会規則で定める額	

電気特別使用料及び水道特別使用料の額は、別に教育委員会規則で定める。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例議案

香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号（第5号を除く。）に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の承認) 第3条 略</p> <p>(利用料金の收受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p>	<p>(設置) 第1条 略 2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。 (1)・(2) 略 (3) 情報通信交流館 (4)～(7) 略</p> <p>(使用料の納入) 第2条 前条第2項各号（第3号及び第5号を除く。）に掲げる施設を利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料を納入しなければならない。</p> <p>(利用の承認) 第3条 交流拠点施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(利用料金の收受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表</p>

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設(第1条第2項第3号に掲げる施設のうち規則で定めるものを除く。)の利用については、第2条の規定は、適用しない。

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
5階交流室	略	
会議室	略	
3階交流室	1人につき1時間あたり	300円
カンファレンスルーム		
専用使用の場合	1時間あたり	1,000円
附属設備及び器具	略	
略		
略		

に定める額を超えてはならない。

(適用除外)

第9条 第5条の規定に基づき指定管理者(第1条第2項第3号に掲げる施設に係るものを除く。)に利用料金を収受させる場合においては、当該指定管理者が管理する施設の利用については、第2条の規定は、適用しない。

別表(第5条、第6条関係)

施設等	単位	金額
略		
情報通信交流館		
略		
交流室	1人につき1時間あたり	300円
会議室	略	
附属設備及び器具	略	
略		
略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第9条の規則で定める施設を利用しようとする者は、この条例の施行の日前においても、第3条の規定の例により、その利用の承認を受けることができる。この場合において、その利用の承認を受けた者は、同日において同条の承認を受けたものとみなす。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(18) 略			
(19) 香川県 サンポート 高松交流拠点施設	略 展示場 略 情報通信交流館 オフィス使用料 産業振興センター 略 略	1月1平方メートル	4,000円
(20)～(35) 略			

第2表 略

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1)～(18) 略			
(19) 香川県 サンポート 高松交流拠点施設	略 展示場 略 産業振興センター 略 略		
(20)～(35) 略			

第2表 略

第5号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例議案

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～588 略				1～588 略			
589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手数 料	略			589 教育職員 免許状の授与 又は交付の証 明書交付手数 料	略		
				<u>589の2</u> 教育 職員免許状有 効期間更新申 請手数料		1件	3,300円
				<u>589の3</u> 教育 職員免許状有 効期間延長申 請手数料		1件	1,700円
				<u>589の4</u> 教育 職員免許状更 新講習修了確		1件	3,300円

認申請手数料			
589の5 教育 職員免許法及 び教育公務員 特例法の一部 を改正する法 律（平成19年 法律第98号） 附則第2条第 3項第3号の 確認申請手 数料		1件	3,300円
589の6 教育 職員免許状更 新講習修了確 認期限延期申 請手数料		1件	1,700円
589の7 教育 職員免許状更 新講習免除申 請手数料		1件	3,300円
589の8 証明 書再交付手 数料	有効期間更新、 有効期間延長、 更新講習修了確 認、教育職員免 許法及び教育公 務員特例法の一 部を改正する法 律（平成19年法 律第98号）附則 第2条第3項第 3号の確認、修 了確認期限延期 又は免許状更新	1件	1,100円

590 中学校入学選考手数料	略
591～598	略

備考
略

	講習免除に係る 証明書	
590 中学校入学選考手数料	略	
591～598	略	

備考
略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県立学校条例の一部を改正する条例議案

香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																								
<p>(設置) 第1条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">県立学校の種類</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川東部支援学校</td> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立視覚支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立聴覚支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川中部支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立高松支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川丸亀支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立善通寺支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川西部支援学校</td> </tr> </tbody> </table>	県立学校の種類	名称	位置	略			特別支援学校	略			香川県立香川東部支援学校	略		香川県立視覚支援学校		香川県立聴覚支援学校		香川県立香川中部支援学校		香川県立高松支援学校		香川県立香川丸亀支援学校		香川県立善通寺支援学校		香川県立香川西部支援学校	<p>(設置) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、中学校、高等学校及び特別支援学校を次の表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">県立学校の種類</th> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>香川県立小豆島みんなの支援学校</td> <td>小豆郡小豆島町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川東部養護学校</td> <td>さぬき市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立盲学校</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高松市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立聾学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川中部養護学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立高松養護学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川丸亀養護学校</td> <td>丸亀市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立善通寺養護学校</td> <td>善通寺市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香川県立香川西部養護学校</td> <td>観音寺市</td> </tr> </tbody> </table>	県立学校の種類	名称	位置	略			特別支援学校	香川県立小豆島みんなの支援学校	小豆郡小豆島町		香川県立香川東部養護学校	さぬき市		香川県立盲学校	高松市		香川県立聾学校		香川県立香川中部養護学校		香川県立高松養護学校		香川県立香川丸亀養護学校	丸亀市		香川県立善通寺養護学校	善通寺市		香川県立香川西部養護学校	観音寺市
県立学校の種類	名称	位置																																																							
略																																																									
特別支援学校	略																																																								
	香川県立香川東部支援学校	略																																																							
	香川県立視覚支援学校																																																								
	香川県立聴覚支援学校																																																								
	香川県立香川中部支援学校																																																								
	香川県立高松支援学校																																																								
	香川県立香川丸亀支援学校																																																								
	香川県立善通寺支援学校																																																								
	香川県立香川西部支援学校																																																								
県立学校の種類	名称	位置																																																							
略																																																									
特別支援学校	香川県立小豆島みんなの支援学校	小豆郡小豆島町																																																							
	香川県立香川東部養護学校	さぬき市																																																							
	香川県立盲学校	高松市																																																							
	香川県立聾学校																																																								
	香川県立香川中部養護学校																																																								
	香川県立高松養護学校																																																								
	香川県立香川丸亀養護学校	丸亀市																																																							
	香川県立善通寺養護学校	善通寺市																																																							
	香川県立香川西部養護学校	観音寺市																																																							

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第7号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 取得する財産 | 震度情報ネットワーク設備 一式
震度計設備
ネットワーク設備 |
| 2 予 定 金 額 | 165,000,000円 |
| 3 取 得 先 | 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番41号
パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 西日本社 |

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第3条の規定により、次の財産の取得について、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 取得する財産 | 香川県防災行政無線設備 一式
衛星回線通信装置
映像受信装置 |
| 2 予 定 金 額 | 445,808,000円 |
| 3 取 得 先 | 広島県広島市中区大手町二丁目7-10 広島三井ビルディング13階
株式会社USEN 技術統括部 中四国エンジニアセンター |

第9号

建設事業に対する市町の負担金について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項、空港法（昭和31年法律第80号）第7条第1項、海岸法（昭和31年法律第101号）第28条第1項又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、令和4年度において県が行う土木事業、土地改良事業、農地防災事業、香川用水関連土地改良事業、県立公園施設整備事業又は直轄空港整備事業にかかる工事に要する費用の負担に関し、その受益の限度により別表のとおり当該市町に対して経費の一部を負担させることについて、議会の議決を求める。

別 表

令和4年度建設事業市町負担金表

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
高 松 市	道 路 橋 梁 整 備	735,300,000 ^円	$\frac{10}{100}$	73,530,000 ^円	
	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	203,000,000	$\frac{10}{100} \cdot \frac{5}{100}$	16,650,000	
	直 轄 港 湾 改 修	184,500,000	$\frac{40}{100}$	73,800,000	
	港 湾 補 修	115,000,000	$\frac{40}{100}$	46,000,000	
	港 湾 建 設	1,134,854,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{7} \cdot \frac{20}{30} \cdot \frac{20}{100}$ $\frac{100}{100} \cdot \frac{100}{100}$	193,413,430	
	街 路 事 業	584,013,000	$\frac{10}{100}$	58,401,300	
	直 轄 空 港 整 備	148,608,000	$\frac{25}{100}$	37,152,000	
計		3,105,275,000		498,946,730	

丸 龜 市	道 路 橋 梁 整 備	186,415,770	$\frac{10}{100}$	18,641,577	
	港 湾 建 設	81,333,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100}$	21,721,310	
	街 路 事 業	43,550,000	$\frac{10}{100}$	4,355,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	71,812,440	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	19,454,000	
	農 地 防 災 事 業	67,800,000	$\frac{11}{100}$	7,458,000	
計		450,911,210		71,629,887	
坂 出 市	道 路 橋 梁 整 備	74,610,000	$\frac{10}{100}$	7,461,000	
	街 路 事 業	71,560,000	$\frac{10}{100}$	7,156,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	106,231,860	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	28,777,000	
	土 地 改 良 事 業	116,200,000	$\frac{10}{100}$	11,620,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	150,000,000	$\frac{16}{100}$	24,000,000	
	農 地 防 災 事 業	86,700,000	$\frac{11}{100}$	9,537,000	
計		605,301,860		88,551,000	
善 通 寺 市	道 路 橋 梁 整 備	35,490,000	$\frac{10}{100}$	3,549,000	
	中 讚 流 域 下 水 道 整 備	96,849,130	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	27,292,000	
	香 川 用 水 関 連 土 地 改 良 事 業	67,800,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{5}{40}$	8,655,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	農地防災事業	19,200,000 ^円	$\frac{16}{100}$	3,072,000 ^円	
計		219,339,130		42,568,000	
観音寺市	道路橋梁整備	42,315,000	$\frac{10}{100}$	4,231,500	
	港湾補修	4,720,000	$\frac{40}{100}$	1,888,000	
	港湾建設	345,986,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30} \cdot \frac{7}{100}$ $\frac{5}{100}$	74,117,170	
	街路事業	352,300,000	$\frac{10}{100}$	35,230,000	
	土地改良事業	166,795,500	$\frac{7}{100}$	11,675,685	
	農地防災事業	108,000,000	$\frac{11}{100}$	11,880,000	
	県立公園施設 整備事業	540,000	$\frac{30}{100}$	162,000	
計		1,020,656,500		139,184,355	
さぬき市	道路橋梁整備	228,200,000	$\frac{10}{100}$	22,820,000	
	海岸改修	31,000,000	$\frac{7}{100}$	2,170,000	
	海岸保全	52,500,000	$\frac{5}{100}$	2,625,000	
	港湾建設	126,465,000	$\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	6,712,550	
	土地改良事業	55,071,000	$\frac{20}{100} \cdot \frac{16}{100}$	9,084,120	

	農地防災事業	346,000,000	$\frac{11}{100}$	38,060,000	
計		839,236,000		81,471,670	
東かがわ市	道路橋梁整備	95,000,000	$\frac{10}{100}$	9,500,000	
	海岸改修	5,400,000	$\frac{7}{100}$	378,000	
	海岸保全	10,000,000	$\frac{5}{100}$	500,000	
	港湾補修	17,290,000	$\frac{40}{100}$	6,916,000	
	港湾建設	132,664,000	$\frac{7}{100} \cdot \frac{5}{100}$	7,022,520	
	土地改良事業	4,000,000	$\frac{10}{100}$	400,000	
	香川用水関連 土地改良事業	95,000,000	$\frac{16}{100}$	15,200,000	
	農地防災事業	69,000,000	$\frac{11}{100}$	7,590,000	
計		428,354,000		47,506,520	
三豊市	道路橋梁整備	293,838,000	$\frac{10}{100}$	29,383,800	
	港湾補修	33,500,000	$\frac{40}{100}$	13,400,000	
	港湾建設	80,198,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{8}{30}$	25,279,200	
	土地改良事業	322,204,500	$\frac{20}{100} \cdot \frac{15}{100} \cdot \frac{23}{200}$ $\frac{10}{100} \cdot \frac{7}{100}$	33,254,315	
	農地防災事業	478,000,000	$\frac{14}{100} \cdot \frac{11}{100}$	52,640,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
計		1,207,740,500 ^円		153,957,315 ^円	
土 庄 町	地 域 振 興	310,808,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{19}{8} \cdot \frac{7}{5}$	40,690,850	
	道 路 橋 梁 整 備	94,000,000	$\frac{10}{100}$	9,400,000	
	海 岸 改 修	33,130,000	$\frac{7}{100}$	2,319,100	
計		437,938,000		52,409,950	
小 豆 島 町	地 域 振 興	368,797,000	$\frac{40}{100} \cdot \frac{20}{100} \cdot \frac{18}{100} \cdot \frac{10}{100}$ $\frac{7}{11} \cdot \frac{5}{5}$ $\frac{100}{200} \cdot \frac{100}{100}$	47,682,690	
	道 路 橋 梁 整 備	57,800,000	$\frac{10}{100}$	5,780,000	
	港 湾 補 修	47,320,000	$\frac{40}{100}$	18,928,000	
計		473,917,000		72,390,690	
三 木 町	道 路 橋 梁 整 備	71,000,000	$\frac{10}{100}$	7,100,000	
	土 地 改 良 事 業	42,000,000	$\frac{15}{200}$	3,150,000	
	農 地 防 災 事 業	10,000,000	$\frac{11}{100}$	1,100,000	
計		123,000,000		11,350,000	
直 島 町	地 域 振 興	30,000,000	$\frac{20}{100}$	6,000,000	
	港 湾 補 修	22,179,000	$\frac{40}{100}$	8,871,600	

計		52,179,000		14,871,600	
宇多津町	道路橋梁整備	60,060,000	$\frac{10}{100}$	6,006,000	
	中讃流域下水道整備	131,916,330	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	35,736,000	
計		191,976,330		41,742,000	
綾川町	道路橋梁整備	12,285,000	$\frac{10}{100}$	1,228,500	
	中讃流域下水道整備	61,739,370	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	16,725,000	
	土地改良事業	24,399,000	$\frac{8}{100}$	1,951,920	
計		98,423,370		19,905,420	
琴平町	道路橋梁整備	4,095,000	$\frac{10}{100}$	409,500	
	中讃流域下水道整備	53,928,160	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	15,197,000	
	県立公園施設整備事業	620,000	$\frac{30}{100}$	186,000	
計		58,643,160		15,792,500	
多度津町	道路橋梁整備	117,390,000	$\frac{10}{100}$	11,739,000	
	海岸改修	33,670,000	$\frac{7}{100}$	2,356,900	
	中讃流域下水道整備	62,884,760	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	17,721,000	
	香川用水関連土地改良事業	30,200,000	$\frac{5}{40}$	3,775,000	

市 町 名	事 業 名	事 業 費	負 担 率	負 担 額	備 考
	農地防災事業	68,500,000 ^円	$\frac{11}{100}$	7,535,000 ^円	
	県立公園施設 整備事業	680,000	$\frac{30}{100}$	204,000	
計		313,324,760		43,330,900	
まんのう町	道路橋梁整備	30,394,000	$\frac{10}{100}$	3,039,400	
	中讃流域下水道整備	22,037,950	$\frac{50}{100} \cdot \frac{25}{100} \cdot \frac{10}{60}$	6,210,000	
	土地改良事業	209,000,000	$\frac{23}{200} \cdot \frac{11}{100} \cdot \frac{10}{100}$	22,600,670	
	香川用水関連 土地改良事業	54,400,000	$\frac{5}{40}$	6,800,000	
計		315,831,950		38,650,070	
合 計		9,942,047,770		1,434,258,607	

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件 名 県道高松坂出線（五色台工区）道路改築工事（五色台トンネル）（高松側工区）
- 2 工事場所 高松市亀水町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 2,145,000,000円
- 5 工事請負人 高松市東ハゼ町877番地

村上・青葉・城北特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社村上組

代表取締役 村上 博信

青葉工業株式会社

代表取締役 樽 耕司

城北建設株式会社

代表取締役 細谷 芳久

2 事 件 名 県営住宅明渡し等請求事件

3 請求の趣旨 県営住宅を明渡しのうえ、滞納家賃及び損害賠償金等の支払をせよとの趣旨の判決並びに仮執行宣言を求める。